2022年（令和４年）
5/15
No. 1247

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
発行所　一般社団法人 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（総務部広報・情報G）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

運賃転嫁を進め適正収受へ

関係行政と連携し周知活動　関ト協

東京都トラック協会（浅井隆会長）をはじめ関東トラック協会（同）は、関東運輸局・東京労働局・関東経済産業局の関係行政と連携し、適正な運賃・料金収受に向けた取り組みを展開している。関ト協では、その一環として、５月中に会員事業者の荷主事業者（運送委託者）など約1万社に対し、適正収受への理解と協力を求める文書などを送付する。燃料価格高騰などで厳しい経営環境にあることから、国土交通大臣告示「標準的な運賃」や燃料サーチャージ導入などについて働きかける方針だ。

トラック運送業界では、適正な運賃・料金収受に向けて「標準的な運賃」設定が当面の課題となっており、さらにウクライナ情勢や円安の進行などにより、燃料価格が一段と高騰し、事業経営に深刻な影響を及ぼしている。こうした状況を踏まえ、燃料費上昇分などを反映した適正な運賃・料金への見直しについて、取引先の荷主事業者などとの交渉を促進するため、関係行政と連携して、改めて周知活動を行うことにした。

具体的には、関運局・東労局・関東経産局連名の要請文書「貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受へのご理解とご協力のお願い」とあわせ、「標準的な運賃」や燃料サーチャージなどに関する荷主事業者向けリーフレット（写真）などを送付する。

荷主に対し要請文書 約1万社に送付

要請文書では、燃料価格上昇による運送事業者の経営への影響が懸念される状況にあるとし、燃料サーチャージ導入などにより、燃料費上昇分を事業者のみが負担を抱えないようにする必要があると要請。また、リーフレットでは運送事業者から燃料費などの上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請代金支払遅延等防止法・独占禁止法に違反する恐れがあるとして、協議により運賃・料金を見直すよう促している。

政府は、先に「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』を策定し、この中で中小企業対策の一環として、燃料価格上昇分の適切な価格転嫁に向けた施策を盛り込んでいる。**（記事別掲）**

具体的には、下請法や独禁法上の違反行為に対する取り締まりを強化する。また、貨物自動車運送事業などの適正な運賃・料金収受に向けて、荷主などへの周知や法令に基づく働きかけを行う。

こうした政府方針に基づき、業界では事業者による「標準的な運賃」設定や燃料サーチャージ導入の取り組みを支援するとともに、荷主事業者などに対する働きかけをさらに強めていく方針だ。

政府 原油・物価高騰 総合緊急対策

政府は４月26日、「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」を開催し、燃料油の激変緩和策や賃金引き上げ・価格転嫁対策など、４つの対策を柱とした「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」を策定した。

直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、価格転嫁を促し、コロナ禍からの社会経済活動の回復を確かなものとするため策定した。

対策の柱は①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、④コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援。

原油高騰対策では、今後も価格高騰が続いた場合に備え、燃料油の激変緩和対策（石油元売りへの補助金支給）を延長・拡充する。

具体的には、補助金支給の基準価格をこれまでのガソリン1リットル172円から168円に引き下げ、支給幅（上限）を25円から35円に拡大し、さらなる超過分もその2分1を支援する。４月までとしていた実施期間をさらに延長し、令和４年度上期中まで実施する。

中小企業対策に関しては、まず、積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制や、赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率引き上げを行うなど、支援を強化する。

また、政府の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費やエネルギーコストなどの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃上げの環境を整備するため、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金支払遅延等防止法上の「買いたたき」に対する取り締まりを強化するなど、取引適正化の取り組みを進める。

なかでも、貨物自動車運送業や倉庫業などの物流各分野では、燃料などの価格上昇分が適正に運賃・料金に反映されるよう、荷主などへの周知や法令に基づく働きかけを徹底して実施し、安定的な経営を支援する。

加えて、政府系金融機関などによる資金繰り支援を強化し、ウクライナ情勢などの影響を受けた事業者に対するセーフティネット貸付の金利をさらに引き下げる。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、9月末まで実質無利子・無担保融資などを延長するほか、事業再構築補助金を拡充し、支援を強化する。

このほか、省エネルギー推進として、クリーンエネルギー自動車やインフラの導入促進を図る。また、雇用調整助成金の特例措置などについて、延長を含め具体的な助成内容を検討し、5月末までにできるだけ速やかに公表する。

燃料高への緩和策を拡充 転嫁環境や資金繰り支援

第43回 東ト協ドラコン 出場選手を募集

東ト協は7月31日、府中市の警視庁府中自動車運転免許試験場で、令和4年度・第43回「東ト協ドライバー・コンテスト」を開催する。これに伴い、5月10日から協会ホームページ（HP）で出場選手の申し込み受付を行っている。申し込み期間は6月17日午後5時まで（**本号に出場選手募集チラシを同封**）。

申し込み方法は、HPのWebフォームに必要事項を入力し、選手登録すると、受付完了メールが送信される。また、メールのURLから運転記録証明書の委任状をダウンロードし、記入の上、本部事務局へ郵送する。

今年度のコンテストから、選手の参加負担を軽減し参加促進を図るため、開催方式を変更し、学科・実科各競技と表彰式を同日開催する。開催概要は次の通り。

協会HPで申し込み受付中

［募集内容］

一般（2ト・4ト・11ト）・女性・トレーラの各部門。一般部門への参加者数は1事業者3人以内（保有車両台数500台以上は6人以内）。女性・トレーラ部門は一般部門を含めず各3人以内。2ト部門は中小企業基本法に規定する中小企業者に限定。女性部門は実科競技車両（2ト・4ト・11ト・トレーラ）の選択が可能

［選考方法］

学科競技（400点満点）により、一般各部門は上位10人、女性・トレーラ各部門は上位5人を選考した上で、実科競技（600点満点）を実施。学科・実科の合計得点で優勝者を決定する

［表彰］

▽個人表彰＝東京都知事賞（各部門を通じて最優秀者）、警視庁交通部長賞（各部門優勝者）、東ト協会長賞（各部門上位5位入賞）、中小企業最優秀者賞、協会長特別表彰

▽事業所表彰＝関東運輸局長表彰（最優秀者の所属事業所）、東京運輸支局長賞（各部門優勝者の所属事業所）など

詳細・参加申し込みなどは東ト協HPを参照。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・3618）

改正道交法が施行 ―大型・中型免許― 19歳以上で取得可能

運転免許の受験資格見直しなどを内容とした、改正道路交通法・同施行規則が5月13日に施行され、大型・中型免許の受験資格が緩和された。

改正前の受験資格は、大型が21歳以上・普通免許など保有3年以上、中型が20歳以上・同2年以上だったが、改正により、特別な教習（特例教習課程）を修了した者は19歳以上・同1年以上で、大型・中型免許試験を受験できるようになった。

特例教習の時限数は適性・技能を合わせて36時限以上で、免許取得前に所定の教習課程を修了する必要がある。

また、この特例により免許を取得した場合、大型免許は21歳、中型免許は20歳に達するまでを「若年運転者期間」とし、この期間に累積違反点数が一定の基準（3点以上、ただし1回の違反で3点となる場合を除く）に達した場合に該当する違反行為を行った場合、9時間の「若年運転者講習」の受講を義務付ける。

なお、受講しなかった場合や受講後に再び基準に該当する違反行為を行った場合、この特例により取得した免許は取り消しとなる。

トラック運送業界では必要な運転者確保が難しく、特に若年運転者の就業が少ない状況にあるため、今回の大型・中型免許の受験資格緩和が、若年運転者の採用・確保に資することが期待されている。

紙面あんない
国交省、中継輸送のポイント・事例集　2
東京都、省エネ加速へ設備投資支援　3
東ト協・東京都、環境対策推進へ補助　4
東ト協、近代化基金融資制度の公募　5
全ト協、2年度決算版「経営分析」　7

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用 R80

国交省

中継輸送の普及促進へ

実現ポイント・事例集を公表

国土交通省自動車局は4月26日、トラックドライバーの働き方改革に向けた施策の一環として、「中継輸送実現に向けたポイント」(リーフレット)と「取組事例集」(改訂)を取りまとめ、公表した。

中継輸送は、長距離運行を複数のドライバーで分担し、日帰り勤務が可能となる輸送形態で、その活用により、労働負担の軽減や担い手の拡大につながる効果が期待されている。

このため、トラック運送事業者を対象とした調査結果では、半数以上の事業者が中継輸送の実施意向を示しているものの、実施事業者は約16%にとどまり、その普及は道半ばの状況にある。

そこで、同省は中継輸送のさらなる普及促進を図るため、荷主企業や運送事業者、中継輸送のコーディネートを行う民間事業者へのヒアリングをもとに、実現に向けたポイントを取りまとめた。

具体的には次の通り。

▽中継輸送パートナー企業の発掘＝「ホワイト物流」宣言を行った事業者同士のコミュニケーションの場「集いの場」や中継輸送プラットフォーマー、事業協同組合の活用など

▽中継拠点の確保＝日帰り運行が可能な発地・着地との距離250キロメートル以内での確保が望ましいなど

▽中継輸送担当ドライバーの賃金体系などの整備＝中継輸送の実施により、削減された労働時間分の賃金が下がることがないように、雇用形態の充実や賃金体系を整備

▽コスト・リードタイム増への荷主の理解・協力＝高速道路料金や中継拠点利用料などのコスト増や、中継によるリードタイム増が発生すること

あわせて、令和2年1月に公表した「中継輸送の取組事例集」に、新たに5件の取り組み事例を追加し、改訂版の事例集を作成した。

トラックなど自動車運転業務に対しては、令和6年4月から時間外労働・年960時間の上限規制が適用され、この上限規制を遵守しながら、現在と同水準の物流を確保するには、長時間労働の改善など働き方改革に向けた取り組みが求められている。このため、同省はその推進に向けて、中継輸送の普及促進に取り組んでいる。

詳細は、国交省ホームページ(掲載ページhttps://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000103.html)を参照。

国交省

衛生用品物流研究会

手荷役の改善に向けてT11型パレット化推進

国土交通省をはじめ関係行政と紙加工品物流関係者で構成する、「紙加工品(衛生用品分野)物流研究会」はこのほど、パレット輸送の推進に向けたアクションプランを策定した。

衛生用品分野(紙おむつ・生理用品)の物流では、依然として手積み手降ろしなどが多く、トラックドライバーの長時間労働の一因となっていることから、こうした手荷役の改善が急務になっている。

そこで、令和3年10月に関係者で構成する同研究会を設置し、改善策としてパレット化に向けた検討や実証実験を実施。その結果を踏まえ、関係者でパレット輸送の推進に取り組むことで合意し、衛生用品分野の物流生産性向上とトラックドライバーの長時間労働の改善に向けたアクションプランを策定した。

主な内容としては、令和6年からトラックドライバーに対する罰則付き時間外労働の上限規制適用などを見据え、衛生用品のパレットサイズはT11型(1100×1100ミリメートル)とし、荷量の多い商品については5年度までにパレット輸送の推進に取り組む。

同研究会では、T11型と新たなパレットサイズ0525型(1050×1250×100ミリメートル)の実証実験を実施。0525型では、T11型より積載効率が向上するが、一方で新たな保管スペースを確保する必要があり、積み荷・積み替え作業が増加する問題がある。このため、既存設備を活用できるT11型を標準のパレットサイズとした。

あわせて、積載効率の低下を最大限抑えるため、商品の設計段階から、パレットへの積み付け効率を考慮した外装サイズの最適化も促進する。

今後は、国交省をはじめ関係行政の旗振りのもと、パレット化の取り組みを推進する方針。

東京都

雇用安定化へ支援助成

正社員採用や指導教育

東京都は5月10日から、令和4年度「正規雇用等転換安定化支援助成金」と「就職氷河期世代雇用安定化支援助成金」について、それぞれ第1回申請受付を開始した。具体的には次の通り。

○正規雇用等転換安定化支援助成金

[対象]

東京労働局管内に雇用保険適用事業所があり、東労局からキャリアアップ助成金(正社員化コース)の支給決定を受けた中小企業など

[交付要件]

▽対象労働者(キャリアアップ助成金の対象者で、平成31年4月1日以降に都内事業所で転換した労働者)に対し、支援期間(3か月間)に対象労働者に対する①指導育成計画(3年間)の策定、②指導育成者(メンター)の選任やメンターによる指導、③指導計画に基づく研修――の各支援を行うこと

▽前記要件に加え、現在、退職金制度がなく、新たに導入した事業主の場合、交付額を加算

[交付金額](最大70万円)

▽対象労働者数に応じて1人20万円、2人40万円、3人以上60万円

▽退職金制度新規導入加算10万円

○就職氷河期世代雇用安定化支援助成金

[対象]

▽国の特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース／安定雇用実現コースを含む)の支給決定を受けた中小企業など

▽都が令和2年度以降に実施する就職氷河期世代を対象とした就職支援事業を利用し、正社員を雇用した中小企業など

[交付要件]

対象労働者(前記対象者で、平成31年4月1日以降に正社員として雇用されている労働者)に対し、前記の「正規雇用等転換安定化支援助成金」と同様の支援を行うこと

[交付金額]

対象労働者数に応じて1人30万円、2人60万円、3人以上90万円

各助成金の受付期間は、いずれも次の通り。

第1回5月10～31日▽第2回6月10～30日▽第3回7月8～29日▽第4回8月10～31日▽第5回9月9～30日▽第6回10月7～31日

※申請方法は原則、郵送(各受付最終日の消印有効)

詳細は、東京都「TOKYOはたらくネット」を参照(申請の手引きや申請書類の様式をダウンロード可能)。

▽申請・問い合わせ先＝東京都正規雇用化推進窓口(☎03・6205・6730)

経産省 公取委

燃料などコスト上昇で適切な価格転嫁求める

経済産業省と公正取引委員会は4月28日、経産大臣と公取委員長の連名で要請文書「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について」を発出した。

ウクライナ情勢や原油価格高騰などの影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、適正な価格転嫁などに向けて、関係事業者団体約1700団体を通じ、親事業者に対して下請事業者などへの配慮を求める要請文書を発出したもの。

特に、労務費やエネルギーコストなどの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金支払遅延等防止法上の「買いたたき」や独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあると注意喚起。下請事業者から価格交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、十分に協議を行って取引価格を決定するなど、適切な価格決定を行うよう求めている。

あわせて、中小企業庁では3月に実施した「価格交渉促進月間」のフォローアップを行い、価格転嫁への取り組みが悪い個別事業者に対して指導・助言を実施する予定。また公取委では、「優越的地位の濫用」に関する緊急調査を実施し、転嫁拒否が疑われる事案の立ち入り調査を行うことにしている。

天然ガストラックは物流のエネルギーセキュリティ向上と大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。
天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。
さらに天然ガストラックは CO_2 や NO_x 、PM などの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。

エネルギー・フロンティア TOKYO GAS　NGV 事業室　〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20　Tel.03-5400-6774
http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/
NGV

運輸点描

最近は業種を問わず、各企業でデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）への関心が高まってきた。経済産業省は２０１８年に「ＤＸを推進するためのガイドライン」をまとめ、国土交通省も昨年策定した「総合物流施策大綱（２０２１年度～２０２５年度）」で、今後取り組むべき施策の１つとして、物流ＤＸや標準化の推進によるサプライチェーン全体の最適化（簡素で滑らかな物流の実現）を掲げた。だが、「ＤＸは難しい」という声は多い。

中小でも難しくない「物流改善ＤＸ」推進

現場作業や管理業務で改善を

効率化手段としてデジタル活用

経産省のガイドラインでは、「企業がビジネス環境の厳しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、競争上の優位性を確立すること」としている。このうち「ビジネスモデルを変革し、競争上の優位性を確立…」となると難しい。このようなサプライチェーン全体とも係わる経営イノベーションを「戦略ＤＸ」と解釈しよう。

それに対して「製品やサービス…を変革し、競争上の優位性を確立…」であれば、現実的な課題として受け止めることができる。物流業であれば、「作業や管理業務」などで、改善が必要な部分からデジタル技術を活用して効率化を図る。これを「改善ＤＸ」とする。中小運送事業者にとって、現実的なのは「物流改善ＤＸ」の推進である。

このような観点から、運送事業者の「物流改善ＤＸ」を見ることにする。まず取引先からの受注業務。ＥＤＩ（電子データ交換）普及はまだ一部にすぎず、トラック運送の現場では電話やＦＡＸが多いのが実態だ。ＦＡＸも手書きで、しかも書式もバラバラである。こうした発注書が多いと、受注管理業務で手入力する労力は大変なものになる。

ある事業者は、各取引先からＦＡＸで送られてくるフリーフォーマットの発注書をＯＣＲ（光学的文字認識）で必要項目を自動抽出し、受注入力システムに自動入力するようにした。このシステム化で、各営業所にいた受注専門業務担当者を全体で約3分の1にすることができ、その人員を他の部署に異動させることで、全社的な労働時間の短縮につなげた。

多くの事業者で効率化が求められているのは、配車である。配車は「属人」的な業務の典型だが、現状では積み合せ輸送の配車の自動化には限界があるのも事実だ。定量的な荷物の組み合わせはＡＩでも可能だが、定性的な組み合わせの最終判断は人間が行っている。

しかし、1か所から出荷し多数か所に配送するような業務なら、ＡＩによる自動配車で効率化を進められる。ある事業者はＡＩによる自動配車で波動も含めた最適なコース編成を行い、配送コースを約1割減らし、ドライバーの拘束時間も6～8時間に短縮した。

トラック運送事業者では、待機時間をいかに短くするかが拘束時間を短縮するための大きなポイントだ。しかし、待機時間をゼロにすることは物理的に無理である。そこで、ある事業者は待機時間を有効な時間にすることを考えた。

これまで定期的に実施してきた従業員教育が、コロナ感染症で従来のようにできないことから、全員にスマートフォンを貸与し、スマホで社員教育を受講できるようにする。1コマ5分に編集した様々な教育内容を、待機時間にスマホで受講する。5分ならほとんどの待機時間に受講でき、ムダな待機時間を有効な時間にできる。

しかも、従来は仕事がない日に教育を行っていたので、少ない休日がより少なくなり、さらに、社員教育の日に時間外手当を支給していたが、これも必要なくなる。この事業者は、こうしたスマホ活用について、今夏前にリリースする予定だ。

このように「物流改善ＤＸ」は難しくない。必要なところからデジタル化に着手すべきだろう。

（物流ジャーナリスト　森田 富士夫）

東京都・中小企業振興公社

省エネ・脱炭素加速 設備投資の支援強化

申請事前予約 5月26日まで

東京都と都中小企業振興公社はこのほど、第3回「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」について、「ゼロエミッション強化」区分を追加し、支援を強化した。競争力を強化しながら、大きく事業の省エネを実現するために必要となる機械設備を新たに導入する事業について、助成率を引き上げたもの。

中小企業者の助成率は、ゼロエミ要件を満たさないものは2分の1以内だが、要件を満たすものは3分の2以内、要件を満たし特に省エネ効果が高い取り組みは4分の3以内と拡充する。助成額はいずれも下限100万円、上限1億円。

小規模企業者（運輸業は常用従業員数が20人以下）の助成率も、同じくゼロエミ要件を満たすものは3分の2以内、要件を満たし特に省エネ効果が高いものは4分の3以内。助成額はいずれも下限100万円で、上限は1億円。

同事業の主な申請資格は、令和4年4月1日現在で東京都内に登記簿上の本店または支店があり、都内で2年以上事業を継続している中小企業者など。

助成対象経費は、機械装置、器具備品、ソフトウエアの新たな導入、搬入・据付などに要する経費で、1基50万円（税抜き）以上のものに限る。

このほか、ＤＸ推進、イノベーション、後継者チャレンジの各事業区分があり、助成率はいずれも3分の2以内、助成額は下限100万円、上限1億円。

申請（6月1日～9日）に先立ち、事前予約が必要。都中小企業振興公社が5月26日午後5時まで、ホームページ（ＨＰ）で予約受付を行っている。

詳細は、同公社ＨＰを参照。

ＬＥＶＯ

物流脱炭素化・4次公募 倉庫の省エネ化など補助

環境優良車普及機構（ＬＥＶＯ）は、環境省の令和3年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業）について、第4次公募を行っている。公募期間は5月26日午後5時まで。

対象事業（カッコ内は補助金交付額）は、①自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（対象経費の2分の1、上限1億円）、②過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業（原則として対象経費／上限500万円）。

このうち、①の対象補助事業者は倉庫事業者とファイナンスリース会社。要件は、営業倉庫内作業の省人化・省エネ化に資する機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備など）と、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備など）を同時導入する事業など。

詳細はＬＥＶＯホームページを参照。

▽問い合わせ先＝ＬＥＶＯ補助事業執行部／社会変革と物流・交通脱炭素化促進事業（☎03・5341・4728、ＦＡＸ03・5341・4729、メールアドレスbutsuryu@levo.or.jp）

ＮＸ総研

2022年度 貨物輸送見通し改訂

1.2％増へ下方修正 営業用は2.3％増に

ＮＸ総合研究所（旧日通総研）の「2022（令和4）年度の経済と貨物輸送の見通し」（3月改訂）によると、今年度の国内貨物総輸送量は前年度比1・2％増と予測し、当初予想（1・3％増）をわずかに下方修正した（以下、増減は前年度比、前年同期比）。

2021（令和3）年度（実績見込み）は、上期が4・6％増だが、下期は2・0％増と減速し、通期では3・2％増の見込み。

今年度は伸びが鈍化するものの、2年連続の増加となる見込み。品類別では消費関連貨物が2・5％増となるが、コロナ前（2019年度）の水準に遠く及ばない見込み。また、生産関連貨物も同3・1％増と堅調な伸びが期待できるが、建設関連貨物は0・8％減の見込み。

輸送機関別にみると、今年度の自動車輸送量は1・2％増と予測。このうち営業用自動車は2・3％増と、当初予想（2・2％増）を上方修正した。

営業用の輸送量は、上期が2・9％増と堅調に推移するが、下期は1・8％増と伸びが鈍化する見込み。品類別にみると、消費関連および生産関連貨物は、引き続き堅調な動きが見込まれるが、建設関連貨物は低調に推移する見込み。

なお、今年度の実質経済成長率は2・3％増の見込みで、コロナ前の水準をやや上回る見通し。

厚労省

心身状態の情報取扱指針を改正

厚生労働省は4月1日から、「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」の一部改正を適用した。

健康保険法および個人情報保護法の一部改正を踏まえ、心身状態の情報取り扱いに関する原則などについて、所要の改正を行ったもの。

具体的には、健康保険法の規定に基づき、医療保険者（健康保険組合など）から健康診断に関する記録の写しの提供を求められ、事業者が当該記録の写しを医療保険者に提供する場合には、第三者提供に関する本人の同意が不要であることを追加したもの。

ＷｅｂＫＩＴ

運賃指数

4月は120 前年比4ポイント上昇

求荷求車情報ネットワークＷｅｂＫＩＴの成約運賃指数によると、4月の指数は120で前月比3ポイント低下したが、前年同月比4ポイント上昇した。引き続き、前年同月を上回って推移しており、上昇傾向にある。

荷物情報（求車）登録件数は12万8190件で前年同月比36・7ポイントの大幅な増加。成約率は18・8％で同7・1ポイントの低下となった。

矢崎のデジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます！

詳しくは、今すぐお電話を！

YAZAKI 矢崎エナジーシステム 特約販売店

世田谷サービス株式会社

本社　03-5727-1600（担当・青木）

板橋(営)　03-5916-3557（担当・倉持）

ホームページ　http://www.setagaya-yss.co.jp

E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

4年度 東ト協の支援策

環境対策推進へ補助

東京都トラック協会は、令和4年度の環境改善促進事業として、環境性能優良トラックや省エネ対策用機器の導入補助を実施し、会員事業者の取り組みを支援する。東京都や国の支援策とあわせて活用するよう呼びかけている。

車種別補助額一覧　(単位：万円)

車種	積載クラス［車両総重量クラス］	通常車両との価格差	関係機関別・補助額(上限額) 国土交通省(※は環境省)	東京都(200台未満)	トラック協会(全ト協分含む)	補助額計(国交省＋都＋トラック協会)
CNGトラック	2トン	73.0	24.3	10.0	21.3	55.6
	4トン	275.0	91.6	10.0	80.2	181.8
CNGトラック(大型)	［25トン］	560.0	※280.0	20.0	150.0	530.0
CNGトラック(改造)	2トン	73.0	24.3	−	15.0	29.3
	4トン	275.0	91.6	−	15.0	106.6
HVトラック	2トン	77.0	25.6	16.4 (41.7)	9.7	51.7
	4トン	268.0	89.3	57.1 (145.2)	33.5	179.9
HVトラック(大型)	［25トン］	300.0	※150.0	57.1	30.0	87.1
電気トラック	2.5トン超	852.0	※568.0	−	30.0	30.0

注：東京都のCNGトラック補助は、車両総重量8トン超の場合20万円となる

【環境性能優良トラック導入補助】

◆補助対象者＝東ト協会員事業者(会費未納がないこと)

◆申請受付期間＝5月16日～令和5年1月31日(4～6月の登録車両は7月29日まで)

◆対象車両＝新車新規登録車で、車両総重量2・5ㇳン超の事業用環境性能優良トラック(使用の本拠地が東京都内のもの)／①圧縮天然ガス(CNG)トラック(使用過程車の改造を含む)、②ハイブリッド(HV)トラック、③電気トラック

◆補助台数＝75台

◆補助額＝車種別の補助額は表の通り。購入・リースいずれも同額

◆申請手続き＝事前申請を基本に、交付決定を受けた新規登録車(使用過程車のCNG改造車は除く)で、5年3月10日までに登録完了・実績報告が可能なこと

※大型CNG・大型HVトラック・電気トラック以外は、国土交通省による補助との併用が前提(原則、国の補助が受けられない場合は対象外)

◇国交省の自動車環境総合改善対策費補助金＝新車のCNGトラックまたはHVトラックを3台以上導入する場合(購入・リースを含む／都道府県をまたがる場合も対象)、補助額は通常車両価格との差額の3分の1

なお、経年車(4年度中に新車登録後11年以上経過)の廃車を伴う場合、1台から導入可能。リース導入の場合もリース事業者に3台要件がかかるため、事業者は1台から導入可能

※要件緩和＝次の認定・認証を取得している事業者は3台要件を免除され、1台から導入可能

①グリーン経営認証、②安全性優良事業所(Gマーク事業所)認定、③ISO9001またはISO14001認証

なお、3台要件に満たない場合(年度内に2台以下)は、購入に限りトラック協会のみ補助

【省エネ対策用機器導入補助】

◆補助対象者＝東ト協会員事業者で、都内を使用の本拠地とする事業用貨物自動車に、省エネ対策用機器を新たに導入する事業者

◆受付期間＝6月1日～5年2月28日(予定台数・予算枠に達した時点で、受付終了)

※補助対象機器・補助額は、次の通り

◎EMS(エコドライブ管理システム)・DR(ドライブレコーダー)用車載器

◆補助額(定額)＝①EMS用機器／1万円、②DR用機器／1万円

◆補助台数＝500台(①②合わせて1社15台まで)

◎アイドリングストップ支援機器

◆補助額＝①蓄熱マットなど(購入のみ)／購入価格の2分の1または1万5千円(上限)のどちらか低い金額、②エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置(購入・リース)／購入価格の2分の1または6万円(上限)のどちらか低い金額

※国の補助などがある場合、その額に応じて補助を減額することがある

◆補助台数＝25台(1社5台まで)

◎環境タイヤ(リトレッドタイヤ)

◆補助額＝購入金額の2分の1または5万円(上限)のどちらか低い金額(東ト協指定の環境タイヤ購入が対象)

※ブリヂストンタイヤソリューションジャパンのトータルパッケージプランも対象(4年度内の契約締結に限る)

◆補助事業者数＝75社(1社1申請のみ)

詳細は、東ト協ホームページを参照

▽申請・問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G「環境対策窓口」(☎03・3359・6671)

東ト協

環境対応支援策説明会 都が優良車補助を拡充

東ト協は4月26日、東ト総合会館で、令和4年度「環境対応支援策」説明会(オンライン配信併用)を開催した。東京都や東ト協の環境対応支援策(**記事別掲**)のほか、東ト協の近代化基金融資制度(**記事5面**)について説明した。

冒頭、東京都環境局環境改善部の吉迫武自動車環境課長があいさつし、「貨物車のCO2削減は現行の車両でいかに削減するかが重要だ。補助制度や貨物輸送評価制度を活用して着実に取り組みを進めてほしい」と呼びかけた。

続いて、同部自動車環境課の関根裕行課長代理(低公害化支援担当)が、都の支援策を説明。ハイブリッド(HV)トラック補助では、使用台数200台未満の事業者の補助額を上乗せしたことなどを紹介した。

また、東ト協業務部交通・環境Gが環境対応各補助事業、財務部交付金会計Gが第42回地方近代化基金融資制度と、信用保証協会の信用保証料助成制度(**既報4月25日号**)について説明。

この後、東京都「貨物輸送評価制度」説明会を開催し、制度の概要や申請方法などを説明した。

東京都の支援策

【都環境保全資金】

中小企業者(個人事業者を含む)が指定低公害・低燃費車を購入する際、都が融資を斡旋し、東京信用保証協会の信用保証により取扱金融機関が融資。融資利率が低利で、都が利子補給や信用保証料を補助する。

■融資対象車両など＝指定低公害・低燃費車への買い換え＝所有の都内登録車両を道路運送車両法に基づき抹消登録し、①車両総重量が同等程度への買い換え、②廃車する車両の車検証上の所有者が申込者と同一、③廃車する自動車が都のディーゼル車規制に適合または規制対象外、④乗用車から貨物車など、使用目的が異なる自動車への買い換えでない――の各条件をすべて満たす場合

■融資限度額＝1企業1億円

■融資利率＝受付時の長期プライムレート以内(固定金利、年利)

■貸付期間＝7年以内

■償還方法＝毎月元金均等返済(元金6か月据え置き)

■補助率＝利子補助2分の1／保証料補助3分の2

■受付期間＝4月1日～令和5年3月31日

■申込先＝取扱金融機関

▽問い合わせ先＝東京都環境局環境改善部自動車環境課低公害化支援担当(☎03・5388・3535)

【圧縮天然ガス(CNG)車導入補助】

■補助対象者＝都内の中小企業者など

■補助対象車両＝CNG自動車(車両総重量3・5ㇳン以下を除く)

■補助額＝①車両総重量8ㇳン超／1台20万円、②同8ㇳ以下3・5ㇳ超／1台10万円

■受付期間＝5月中旬～令和5年2月末日(4～5月の登録車両は6月末まで)

■実績報告の期限＝5年3月上旬(予定)

【ハイブリッド(HV)トラック導入補助金】

■補助対象者＝都内の中小企業者で、①一般貨物自動車運送事業者、②第二種貨物利用運送事業者、③自動車リース事業者(企業規模は問わない)。ただし、使用者が①②に該当する場合のみ

■補助対象車両＝HVトラック

■補助予定台数＝151台

■補助額＝通常車両との価格差から国の補助額を除いた額の2分の1

■補助限度額＝①最大積載量4ㇳ未満／1台16万4000円(使用台数200台未満の事業者41万7000円)、②同4ㇳ以上／1台57万1000円(同145万2000円)

■申請受付期間＝5月中旬～令和5年2月28日(4～5月の登録車両は6月末まで)

■実績報告締め切り＝5年3月上旬(予定)

なお、今年度より、申請窓口が地球温暖化防止活動推進センター(東京都環境公社)に変更。

▽問い合わせ先(申請に関すること)＝東京都環境公社(☎03・5990・5068)※受付開始後は、クール・ネット東京ホームページ(HP)で受付(制度に関すること)＝東京都環境局環境改善部自動車環境課低公害化支援担当(☎03・5388・3535)

※詳細は、都環境局HP「ディーゼル車規制総合情報サイト」を参照

全ト協

中小企業診断士による経営診断費などを助成

5月1日から受付

全日本トラック協会は5月1日から、令和4年度「経営診断受診促進事業」の申請受付を行っている。受付期間は来年3月1日まで。

助成予算額は310万円(予算額に達し次第、受付終了)。

会員事業者の経営改善に資するため、中小企業診断士などが実施する、全ト協標準経営診断システムによる①「総合的な経営診断(ステップ1)」(費用16万円)と、その結果に基づく診断士による経営改善に係る助言、②「経営改善相談(ステップ2)」(費用5万円)を行い、これら費用の一部を助成するもの。

なお、診断・相談費用はいずれも税別。また別途、診断士の交通費が必要。

助成金額は、①が8万円(受診費用の2分の1)、②が2万円。

安全性優良事業所(Gマーク事業所)については優遇措置が講じられており、①が10万円(受診費用の2分の1プラス2万円)、②が3万円。

①と②については、同時に申し込みが可能。なお、申し込み前に問い合わせを行う必要がある。

詳細は、全ト協または東ト協ホームページを参照(申込書様式をダウンロード可能)。

▽問い合わせ先＝東ト協総務部広報・情報G(☎03・3359・4134)

全ト協取次

インターンシップ導入促進支援事業

将来の人材確保へ

東ト協は全日本トラック協会の取次事業として、令和4年度「インターンシップ導入促進支援事業」の申請受付を行っている。

若年労働者の確保対策の一環として実施しているもの。全ト協ホームページ(HP)の「インターンシップ専用サイト」経由で、高等学校以上の教育機関から3日間以上のインターンシップを受け入れた中小事業者に対して、費用の一部を助成するもの。

予算額は1500万円(予算額に達し次第、受付終了)。概要は次の通り。

▽実施期間＝5年2月28日まで

▽助成対象＝都道府県トラック協会に所属する中小企業者(資本金3億円以下または従業員数300人以下)。申請は、都道府県ト協ごとに1事業者1回に限る

▽助成額＝受け入れ人数にかかわらず、受け入れ期間3日間が9万円、同4日間が11万円、同5日間以上が13万円

▽助成要件＝受け入れ期間が3日間以上で、トラック運送事業の理解を深めることを目的としたプログラム(①点呼や日常点検など安全運行に向けた取り組みの見学など、②乗務体験を含むもの)で実施すること

詳細は、全ト協および東ト協HPを参照(書類様式をダウンロード可能)。

▽問い合わせ先＝東ト協総務部広報・情報G(☎03・3359・4134)

4年度 東ト協 第42回
地方近代化基金融資
5月から公募開始

東京都トラック協会は5月1日から、令和4年度の第42回地方近代化基金融資申し込みの公募を開始した。利子補給により長期低利の融資が受けられることから、会員事業者に対し、事業の合理化など経営改善に向けて、積極的な活用を呼びかけている。

【公募融資枠】
35億円＝ポスト新長期規制適合車導入融資、一般融資（設備資金など）の総額

【公募期間】
4年5月1日～5年1月31日（土・日曜、祝日、年末年始の休日を除く）。公募融資枠を超えた場合は受付終了

【申し込み先】
東ト協財務部交付金会計G※郵送または持参

【融資対象者】
東ト協会員（登録車両数5台未満でも申し込み可能）※都外に本社を有する事業者は本社所在地の道府県トラック協会へ

【対象事業】
▽ポスト新長期等融資（同規制などに適合する事業用貨物自動車購入）

利子補給で金利負担軽減
経営改善に向けて活用を

▽一般融資
①設備資金等＝車両（フォークリフト含む）・荷役機械などの購入、福利厚生施設の整備、車庫・トラックターミナル・配送センター・事務所などの物流施設の整備（補修・改修を含む）、近代化・合理化のための事務機器（コンピューター・ソフトウエア・ファクシミリ・複写機・MCA無線など／1品20万円以上）購入
②省エネ関連機器（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー・EMS〈エコドライブ管理システム〉機器など）購入
※購入車両は、都内・都外の登録車とも対象。リース契約・割賦契約は対象外

【融資限度額】
①個別企業＝ポスト新長期等融資・一般融資各6000万円
②共同体＝1億円
③組合＝転貸先の企業ごとに6000万円

【貸出金利】
取扱金融機関の所定利率

【償還期間】
①車両および車両搭載物5年以内（据置期間を含む）
②その他（償還期間内）最高10年（据置期間を含む）

【償還方法】
据置期間（償還期間のうち6か月以内）終了後、元金均等償還

【担保・保証人】
取扱金融機関の定めによる

【再融資の制限】
▽ポスト新長期等融資＝前年度までの融資実績にかかわらず、限度額6000万円まで
▽一般融資（設備資金等）＝融資残高が6000万円以下の場合、6000万円に達するまで（既融資分が正常に償還されていることが前提）

【利子補給率】
▽ポスト新長期等融資＝0・3％
▽一般融資＝0・3％

【留意事項】
①東ト協の推薦決定通知書は融資の決定とは異なる。同通知書に基づき、取扱金融機関が返済能力などの審査を行った上で、融資の可否を決定する
②推薦後、事業計画の変更（投資額変更・延期・中止など）が生じた場合、所定の手続きが必要で、東ト協に申し出ること

【取扱金融機関】
商工組合中央金庫の本・支店、および同金庫の代理店となっている信用組合の本・支店（ただし、転貸方式の場合は商工中金本・支店のみ）
▽問い合わせ先＝東ト協財務部交付金会計G（☎03・3359・4136）

東ト協
アルコールインターロック装置助成
全ト協協調で最大6万円

飲酒運転撲滅へ新規実施

東ト協は今年度から、交通事故・労働災害防止の取り組みの一環として、社会的に問題となっている飲酒運転事故の撲滅を目指すため、新たに会員事業者が保有する車両を対象に、呼気吹き込み式アルコールインターロック装置導入費用の一部助成を実施する。

従来は、全日本トラック協会の「安全装置等導入促進助成事業」の取次事業のみで同装置への助成が行われていたが、協調助成により1装置当たり東ト協4万円と全ト協2万円の最大6万円を助成する。東ト協が実施するアルコールインターロック装置の助成要領は次の通り。

［受付期間］
4月15日～令和5年3月21日（助成限度数50台分に達し次第、受付終了）

［対象装置］
国土交通省の技術指針に適合しているもの。対象装置は次の通り（4月1日現在）。
アルコ・インターロックPro（秋田県貿易）▽ALC－ZEROI（東海電子）▽ALC－ZEROII（同）

［助成額］
装置1台につき4万円
※全ト協助成は、装置1台につき取得価格の2分の1まで／上限2万円との併用が可能（助成総額が取得総額を上回る場合は調整を行う）

［助成上限台数］
1事業者につき5台分まで（または登録車両台数の少ない台数まで）

［対象要件］
東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が都内であること
▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・3618）

東ト協 中央支部青年部
交通安全グッズを寄贈

東ト協中央支部（吉田浩一支部長）青年部（宇野政雄部長）は4月27日、中央区に児童用反射材タックルバンド約1700本を寄贈した。それに伴い同区役所で贈呈式が行われ、宇野青年部長が山本泰人区長（**写真、右から2番目**）に目録を手渡した。

同支部青年部では、東京都トラック交通遺児等助成財団の社会貢献活動の一環として毎年、中央区教育委員会に交通安全啓発グッズなどを寄贈している。

これまで同区内の小学校に入学した新1年生全員に対し、傘や自転車・ヘルメットおよびビブスなど交通安全グッズをプレゼントしているが、タックルバンドの寄贈は4年連続で、新入学のシンボルになっているとの評価を得ている。

タックルバンドは、児童が腕やカバンに装着して、自動車や自転車のライトに反射するもので、スイッチを入れるとLEDが発光し、さらに視認性を高めることができる。同バンドには「東京都トラック協会中央支部青年部」と、東ト協・警視庁交通部による交通安全活動「いっしょに安全！」のロゴが印刷されている。

贈呈式では、山本区長が中央支部青年部の取り組みに感謝の言葉を述べた後、トラックドライバーと歩行者による取り組みなどの交通安全をテーマに、吉田支部長などと意見交換したほか、ドライバー不足や燃料価格高騰問題など、業界の厳しい現状について説明した。

なお、同日は中央区教育委員会の平林治樹教育長や渥美哲夫教育委員、生島憲事務局次長、鷲頭隆介事務局学務課長が出席。中央支部からは吉田支部長をはじめ、澤幡淳副支部長、青年部の宇野部長、渥美明哲副部長が同席した。

新会員

【世田谷支部】
◆東京シェルパック株式会社＝世田谷区喜多見5の26の27▽☎03・3417・1211▽一般貨物運送（普通車4台、けん引車1台、被けん引車1台）

東ト協本部事務局人事

（4月30日）
退職＝期間満了（適正化事業部次長、嘱託職員）池尻雅彦▽同（総務部総務・支部支援グループ、東ト協カードロッカー勤務、再雇用嘱託職員）土屋澄夫

協会日誌

【4月16～30日】
18日 グリーン・エコプロジェクトセミナー
19日 東ト協IP無線定期通信訓練▽「東京都貨物輸送評価制度」説明会▽食料・酒類飲料専門部会役員会
20日 月次監査▽正副会長会▽物流経営士課程
21日 女性部正副本部長会議▽関東・甲信越重量部会正副部会長・委員・監事合同会議▽青年部正副本部長会▽同幹事会
22日 紙・パルプ専門部会役員会▽初任運転者特別講習（～23日）
25日 タンクトラック専門部会委員会▽東京運輸支局との連絡会議
26日 総務小委員会▽環境対応支援策説明会・「東京都貨物輸送評価制度」説明会▽フェスタ2022実行プロジェクトワーキンググループ会議▽引越専門部会役員・二委員会合同会議
27日 出版・印刷・製本・取次専門部会役員会

日程ボード

【5月16～31日】
16日(月) 13時30分＝女性部正副本部長会議（東ト総合会館／Web併用）▼14時＝同幹事会（同）▼17時＝青年部正副本部長会（同）▼18時＝同幹事会（同）
17日(火) 10時30分＝正副会長会（東ト総合会館／Web併用）▼15時＝鉄鋼専門部会通常総会（同）
18日(水) 13時30分＝海上コンテナ専門部会役員会（Web会議）▼15時＝総務委員会（APH日本橋／Web併用）▼16時＝重量品専門部会通常総会（東ト総合会館／Web併用）
19日(木) 14時＝関ト協海上コンテナ部会正副部会長・監事合同会議（東ト総合会館／Web併用）
24日(火) 13時＝理事会（第一ホテル東京／Web併用）
25日(水) 13時30分＝「労使トラブルを未然に防ぐ人事労務入門セミナー」（東ト総合会館／Web併用）
26日(木) 9時＝初任運転者特別講習（三多摩自動車会館）
27日(金) 9時＝初任運転者特別講習（東ト総合会館、～28日）

東ト協
本部の集団健診 申し込み受付中

東ト協は引き続き、令和4年度第1回「本部集団健診（定期健康診断）」（6月11・12日、会場は東ト総合会館）の申し込み受付を行っている。

受診申し込みは、原則として**表**の通り、各日とも時間帯別に先着順で受け付ける。各時間帯につき1事業者10人まで。申し込みは東ト協ホームページの「申込フォーム」で行う。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6257）

第1回 本部集団健診

6月11日(土)	6月12日(日)
① 8時30分～ 9時30分 受付終了	⑦ 8時30分～ 9時30分 受付終了
② 9時30分～10時30分 受付終了	⑧ 9時30分～10時30分
③10時30分～11時30分	⑨10時30分～11時30分
④11時30分～12時30分	⑩11時30分～12時30分
⑤14時30分～15時30分	
⑥15時30分～16時00分	

※申し込みは原則、時間帯別とし、①～⑩のいずれかの枠で。定員は各時間帯とも40人、⑥のみ20人

お悔やみ 申し上げます

佐藤 宇三郎氏（佐藤興業運輸代表取締役・多摩支部）4月24日、死去。96歳。通夜は4月30日、告別式は翌5月1日、三鷹市の禅林寺第一斎場で執り行った。喪主は子、尚敬氏。

日高 嘉雄氏（日高運送店代表取締役・城東支部）4月25日、死去。92歳。通夜は4月28日、告別式は翌29日、江東区のカルチャーパビリオン平安南砂で執り行った。喪主は長男、敏雄氏。

労災発生状況

厚労省　3月末累計

陸運業 死傷者数は0.6%増 「転倒」などに要注意

厚生労働省がまとめた労働災害発生状況(3月末累計、速報値)によると、全産業の死亡・死傷者数(休業4日以上)はいずれも前年同期より大幅に増加しているが、陸上貨物運送事業ではいずれも小幅な増加にとどまっている(以下、増減は前年同期比)。

陸運業の死亡者数は20人で1人(5・3%)増と、前年の減少から増加に転じ、死傷者数は3018人で18人(0・6%)多く、増加傾向にある。

事故の型別にみると、死亡災害では「交通事故(道路)」が5人と2人(18・6%)減少したが、「墜落・転落」が6人で2人(50・0%)増え、事故の型別で最も多くなった。

死傷災害では最も多い「墜落・転落」が812人で34人(4・0%)減少したが、一方で「転倒」が695人で27人(4・0%)、「はさまれ・巻き込まれ」が299人で14人(4・9%)それぞれ増加した。

全産業では死亡者数が176人で36人(25・7%)、死傷者数が3万2302人で7117人(28・3%)それぞれ大幅な増加となった。

陸運業の労災発生件数は相対的に小幅な増加にとどまっているものの、現行の第13次労災防止計画(平成30～令和4年度)の基準年である平成29年比では、死亡者数が6人(23・1%)減少している一方で、死傷者数は500人(19・9%)の大幅な増加となっており、防止対策の徹底が求められている。

東労局管内で死傷が大幅増

東京労働局管内の労災発生状況(2月末累計、速報値)によると、陸運業の死亡者数はゼロだが、死傷者数は106人で20人(23・3%)の大幅な増加となっている。

警視庁

トラックの盗難に注意

テロ未然防止対策徹底を

警視庁はトラック運送事業者に対し、東京都内の自動車盗発生状況や海外における盗難車両などを使用したテロ事例を示し、トラックなど車両の盗難防止を呼びかけている(写真・チラシ)。

令和3年の都内における車両盗難は191件と前年の約2倍に増え、その半分以上が会社や事務所を含む駐車場で発生している。海外では、レンタル車両や盗難車両を用い、繁華街や人混みに突入し、多くの人を死傷させるテロが起きている。

警視庁はこうした盗難車両を使ったテロ事案を未然防止するため、車両盗難防止対策のポイントを示し、徹底を求めている。具体的には次の通り。

会社・事務所内での鍵の管理をしっかりと(リレーアタック対策など)▽車両に盗難防止機器を取り付ける(警報・通報装置、ハンドル固定措置など)▽短時間でも車両から離れる時は「窓を閉める」「キーを抜く」「ドアロック」▽貴重品を車内に放置しない▽駐車場を整備する(フェンスやゲート、照明設備、防犯カメラの設置など)

国交省

高速一時退出の実験 対象拡大、時間変更

国土交通省は、高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験について、実施対象の道の駅を29か所に拡大するとともに、7月1日から、一時退出可能時間を従来の3時間から2時間に短縮し、引き続き検証を行っていく方針。

同省では、ETC2・0搭載車を対象に全国23か所の道の駅で、高速を一時退出して、道の駅に立ち寄った後、3時間以内に再進入した場合、高速を降りずに利用した料金を適用する社会実験を行っている。

今回、実験対象に新たに道の駅「常総(仮称)」(茨城県常総市)や同「おけがわ(仮称)」(埼玉県桶川市)など6か所を追加し拡大。あわせて、2時間以上一時退出した車両が少ないことから、短縮して検証を進めることにしたもの。

警視庁

クアッド首脳会合 警備強化を要請

警視庁はこのほど、「日米豪印(クアッド)首脳会合開催に伴う警備協力要請について」を発出し、警備対策への協力を呼びかけている。同会議は5月24日、東京で開催予定で、警備期間は5月19日午前8時30分から24日離日まで。

対策項目は次の通り。

施設状況に応じた自主警備体制の強化(警備員による巡回の強化、防犯カメラの機能点検・設置・増設、従業員・出入り業者の識別票着用など)▽連絡体制の確立など、警察との連携強化および警察官への便宜供与▽不審者・不審物件など情報の警察への通報連絡▽業務用車両などの管理強化および盗難・紛失時の警察への連絡の徹底▽関係職員の身分証明書の常時携帯、制服などの管理強化および盗難・紛失時の警察への通報連絡▽サイバーセキュリティ対策の強化および異常検知時の警察への速報▽荷受け時のチェック体制の強化

全ト協〔4年度〕

不正改造車排除運動

5項目重点に点検を

全日本トラック協会は、令和4年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」を実施する。年間を通じて推進するが、各都道府県トラック協会では、地域の事情などを考慮して「強化月間」を設定し、特に重点を置いて取り組む。

同運動の重点排除項目は、次の通り。

①タイヤおよびホイール(回転部分)の車体外のはみ出し、②灯光の色が不適切な灯火器および回転灯などの取り付け、ならびに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例／側面方向指示器)の取り外し、③前面ガラスならびに運転者席および助手席の窓ガラスへの着色フィルムなどの貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)、④マフラーの切断・取り外し、および騒音低減機構を容易に取り外せるなど基準不適合マフラーの装着、⑤大型貨物自動車の速度抑制装置の取り外し、解除または不正な改造、変更など

これら項目とあわせ、基本排除項目(6項目)の防止にも取り組む。

トラック事故速報　死亡事故

◎見通しの良い道路であっても、長時間の駐車は交通の障害となるので、現場の道路標識・標示の指示や規制には必ず従って運行すること。

日　時	5月　5日(木)　6時40分頃発生(晴天)
場　所	都道(新小金井街道)
当事者	原動機付自転車(男性60代 死亡)×物件等(事業用貨物車(駐車中・無人)) 順番は過失の軽重を示すものではありません
状　況	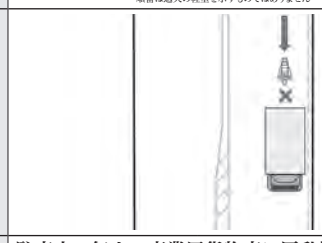
概　要	駐車中で無人の事業用貨物車に原動機付自転車が衝突したもの。なお、事故現場付近は駐車禁止の規制標示があった。

問い合わせ先：東京都トラック協会 業務部交通・環境G ☎03-3359-3618
※事故速報は東ト協ホームページでPDFデータも掲載しています

関交協オリジナル冊子

運行管理者用

健康起因事故防止マニュアル

関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を課題とし、様々な事故防止支援を行っております。近年、運転者の健康状態に起因する事故が増加傾向にあることから、事故に至る前に健診結果等を活用し、運転中に発症に至るリスクをできるだけ低減する取り組みが必要と考え、マニュアルを作成しました。

運行管理者の皆様にご一読いただき、事故防止にご活用いただければ幸いです。

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL：03-5337-1754
MAIL：anzen@kankokyo.or.jp

●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●
関東交通共済協同組合

全ト協　2年度決算版
経営分析報告書

全国の輸送量は上向きに転じる
営業損益が改善し回復傾向

全日本トラック協会はこのほど、令和2年度決算版「経営分析報告書」をまとめた。それによると、新型コロナウイルス感染症が続く中で経済活動が再開されたことから、貨物輸送量は徐々に回復基調で推移。これに伴い、中・大規模事業者を中心に営業収益は増収に転じ、営業損益は改善した。ただ、小規模事業者の業績は依然として、厳しい状況が継続している。

全国2687事業者（有効数）が提出した令和2年度決算（令和元年10月～3年8月）の「一般貨物自動車運送事業報告書」を分析したもの。

経済活動の再開に伴い、輸送需要が上向き、1者平均の輸送量は7万4800㌧で前年度比10・6％増加した（以下、数値は1者平均、増減は前年度比）。

こうした輸送量の回復に伴い、売上高（兼業分を含む全売上高）は2億3326万5000円で6・3％増収となり、売上高営業損益率は▲（マイナス）0・5％と0・1㌽改善。また、売上高経常損益率は1・0％で0・8㌽上昇した。

このうち、貨物運送事業の営業収益・損益率は表の通り。

営業収益は2億3198万1000円で6・3％の増収に転じた。営業損益は▲101万1000円と赤字幅が縮小し、損益率は▲0・4％と0・6㌽改善した。また、営業収益経常損益は221万2000円で270万7000円増加し、損益率は1・0％と1・2㌽改善して黒字化した。

営業損益率を車両規模別にみると、「51～100台」は0・4％で0・7㌽改善して黒字に転じ、「101台以上」は1・7％と1・2㌽上昇した。

しかし、これら以下の規模はいずれも引き続き赤字。「11～20台」は▲1・6％で0・1㌽、「21～50台」は▲0・3％で0・7㌽それぞれ改善したが、「10台以下」は▲3・4％で0・9㌽悪化し、赤字幅が拡大した。業績動向には、事業規模によって大きな格差がみられる状況にある。

燃料価格の運送原価への影響に関しては、2年度においては価格下落による影響を受け、燃料油脂費比率は12・0％で1・5％低下した。新型感染症の影響に伴い、長距離輸送が減少する一方で地場輸送が増加するなど、相対的に走行距離が減少したことも影響しているとみられる。

貨物運送事業の営業収益・営業損益率の推移（1者平均）

区分		営業収益（千円）			営業損益率（%）		
		平成30年度	令和元年度	2年度	平成30年度	令和元年度	2年度
全体		(7.6)	(▲7.7)	(6.3)	▲0.1	▲1.0	▲0.4
		236,396	218,203	231,981			
車両規模別	10台以下	(2.8)	(▲10.0)	(10.0)	▲1.2	▲2.5	▲3.4
		60,678	54,590	60,038			
	11～20台	(2.1)	(▲5.8)	(0.7)	▲0.1	▲1.7	▲1.6
		161,904	152,555	153,620			
	21～50台	(9.1)	(▲10.4)	(2.8)	0.4	▲1.0	▲0.3
		353,572	316,656	325,523			
	51～100台	(5.8)	(▲5.3)	(2.1)	0.5	▲0.3	0.4
		691,560	655,185	669,121			
	101台以上	(8.3)	(▲7.5)	(5.7)	0.8	0.5	1.7
		1,444,074	1,335,047	1,410,939			

注：営業収益のカッコ内は前年度比伸び率、単位％、▲はマイナス

事業規模により格差
小規模は赤字が拡大

全ト協　4年度
Gマーク認定申請

安全認定　安全性優良事業所

受付　7月1～14日

新型感染症で特例措置
3項目を自認書で評価

全日本トラック協会（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）は7月1日から14日まで（土・日曜を除く）、令和4年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の申請受付を行う。

これに伴い4月22日から、ホームページ（HP）で申請書類（申請案内や申請書・自認書）を掲載・頒布するとともに、申請書作成システムの運用を行っている（7月14日まで）。また、紙媒体の申請書類は5月2日から頒布している。

なお、申請書作成システムによる作成・申請は無料、複写式申請書（手書き記入）による申請は、実費1000円（税込み）を収受する。

申請資格は、7月1日現在で①事業開始後（運輸開始後）3年を経過、②配置する事業用自動車の数が5台以上――などの要件を満たしていること。

昨年度から適用されている取り扱いに関する主な変更事項は、①申請書類は原則、地方実施機関受付窓口への提出とし、地理的な条件などにより希望する場合、郵送による申請書類の提出を認める（7月12日までに地方実施機関に必着）、②申請書類に係る押印廃止、③厚生年金保険料の納付確認書類の提出廃止。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る特例措置を講じており、評価項目「安全性に対する取組の積極性」に関して、感染拡大の影響で実施できなかった取り組みについては、所定の自認項目（3項目）に限り、別に定める自認書で評価する。

自認書による評価を認めるのは、「項目2／事業所内で安全対策会議（安全に関するQC活動を含む）を定期的に実施している」、「項目3／荷主企業、協力会社または下請会社との安全対策会議を定期的に実施している」、「項目5／外部の研修機関・研修会へ運転者などを派遣している」――の各項目。申請案内など詳細は、全ト協HPを参照（申請方法を説明した動画も配信）。

東京都・中小企業振興公社
「BCP」策定を支援
無料で講座とコンサル

東京都と都中小企業振興公社は、令和4年度BCP（事業継続計画）策定支援事業を実施する。

地震や風水害、感染症など非常時のBCP策定について、講座（半日／集合研修）とコンサルティング（1日／訪問による個別コンサル）を実施し、支援するもの。

講座では講義と演習によりBCPの基本的な考え方を説明し、基本方針を策定。また、コンサルティングでは専門家の支援のもと、自社に最適なBCP策定と運用体制の構築を行う。

これに伴い、初めてBCP策定に取り組む企業を対象として、講座とその受講企業を対象に行うコンサルティングの申し込み受付を行っている（講座受講のみの利用も可能）。

講座は12回開催する予定。日程は次の通り。

第1回5月26日／第2回6月3日／第3回6月9日／第4回6月23日／第5回7月7日／第6回7月13日／第7回8月4日／第8回9月7日／第9～12回は日程を調整中

講座の定員は各回20社（1社1人まで）。申し込みは都中小企業振興公社ホームページ（HP）の「申込フォーム」で行う（定員になり次第、受付終了）。また、コンサルティングの定員は40社。申し込み方法は講座で説明する。

なお、BCP策定済み企業を対象としたコンサルティングは、5月中に受付を開始する予定。

詳細は、都中小企業振興公社HPを参照。

関運局
運輸防災に向け
セミナー開催へ

5月24・30日

関東運輸局は、国土交通省の「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の一環として、全交通モードの運輸事業者を対象として、運輸防災マネジメントセミナーと、運輸防災ワークショップをオンライン形式で開催する。

第1回は5月24日、第2回は同30日にそれぞれ開催する。時間は各日とも午後1時30分～4時、定員は各日とも200人（定員に達し次第締め切り）。ワークショップはセミナーに続いて開催し、参加は選択式。定員は各日とも50人（同）。

内容は、国交省大臣官房運輸安全監理官室による運輸防災マネジメントセミナーが行われるほか、防災気象情報や河川防災情報、ハザードマップの活用法などについて説明する。

申し込みは、国交省ホームページ（HP）の政策情報・分野別一覧「運輸安全」カテゴリーに掲載の開催案内ページで行う。詳細は、国交省また関運局HPを参照。

4年　厚労省および労災防止団体
「STOP！熱中症」キャンペーン実施中
7月「重点取組期間」

厚生労働省および中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会など各労災防止団体の主唱により、令和4年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」が、5月1日から9月30日まで実施されている。期間中、7月を「重点取組期間」とする。

キャンペーンでは、基本的な熱中症予防対策を講じるとともに、各事業者では、重点的な対策として①初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備を図ること、②暑熱順化が不足していると考えられる者をあらかじめ把握し、きめ細やかに対応すること、③WBGT値（暑さ指数）を把握して、それに応じた適切な対策を講じること――などを徹底する。

なお、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を行う中で、熱中症予防対策を講ずべきことに留意する。

運行管理者国家試験対策テキスト
【貨物自動車運送事業編】
令和4年8月版
過去の問題の解説と実践模擬問題
定価 2,640円（税込）
お求めは東京都トラック協会各支部または下記まで
㈱輸送文研社〈柏林書房〉
TEL.03-3861-0291㈹ FAX.03-3861-0295

トラック運送業
～労務管理のポイント

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和（社会保険労務士）

労働基準監督署 臨検調査の重点について

新型コロナウイルス感染症による行動制限が解除され、これまでほとんど行われていなかった労働基準監督署の臨検調査も活発に行われるようになってきました。運送業などに関して、事前の通告なしで突然訪問してくるという方法がとられることが多いため、今回は臨検調査における重点的なチェックポイントについて説明します。

(1)労働時間管理

労働時間管理については、その管理が適切に行われているか、労働時間の状況が適法であるかがポイントとなります。

①労働時間管理

▽タイムカードなどの客観的な労働時間の記録

労働時間の把握・管理は使用者の義務であることから、原則として、タイムカードなど客観的な労働時間の記録がなければなりません。

▽労働時間の切り捨て処理

例えば、「15分間までは残業として取り扱わない」などの労働時間の切り捨て処理は、原則として認められません。労働時間の切り捨て処理を行っている場合には、切り捨てられた時間分に相当する時間の賃金の支払いが求められることになります。

②変形労働時間制の運用状況

▽変形労働時間制の運用

変形労働時間制を採用している場合、原則としてあらかじめ特定した通りに労働させることが必要となります。

業務の都合により、日常的に労働日の変更が行われているような場合には、変形労働時間制に該当しないものと判断されることになります。変形労働時間制に該当する場合は、例えば、もともと週の労働時間を48時間と定めていた週については、週48時間までは割増賃金の支払いが必要ないことになりますが、変形労働時間制に該当しないものと判断された場合には、その週についても週40時間を超える時間について割増賃金の支払いが必要となります。

その結果、賃金の支払額に差額が生じた場合には、その差額に該当する賃金の支払いが求められることになります。

▽変形労働時間制における割増賃金の対象時間の把握

変形労働時間制を採用していると認められた場合でも、もともと法定労働時間以上の時間で所定労働時間が設定されている日や週については、その定められた時間を超えた時間について割増賃金の支払いが必要になります。

割増賃金の対象となる時間の把握方法が適法に行われていない場合には、適法に把握した時間に基づく賃金額との差額が、いわゆる「サービス残業」に該当するものとして、その差額に該当する賃金の支払いが求められることになります。

③時間外・休日労働に関する協定届(36協定)

▽協定記載の労働時間の延長限度および改善基準告示の遵守状況

36協定において定められた労働時間の延長限度を遵守しなければなりません。また、特別条項付きの36協定が締結されている場合、限度時間を超えて時間外労働を行わせることができるのは、協定期間の2分の1以下の期間(例：1年間の期間を定める36協定の場合、6回以内)に限られていますので、2分の1の期間を超えて、限度時間を超える時間外労働を行わせている場合には、労働基準法違反となります。運転職については、改善基準告示違反がないようにしていただくことも必要です。

なお、36協定の延長の限度および改善基準告示を超過する「違法な長時間労働」が行われている場合には、違法な長時間労働がなくなるまで徹底した継続指導が行われることになります。

(2)年次有給休暇

年次有給休暇については、次の点がポイントとなります。

▽年次有給休暇の付与日数

「年次有給休暇管理表」などにより年次有給休暇の取得状況を管理しているか、また、年5日の付与義務に対応できているかが確認されます。

(3)賃金関係

賃金関係については、割増賃金の支払いが適切に行われているか、最低賃金に抵触していないかがポイントとなります。

①割増賃金の支払い

▽時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金の支払い状況

適法に把握した労働時間に基づき、適法な計算方法で算定した額以上の割増賃金額が支払われていなければなりません。割増賃金込みの賃金や定額時間外手当の支払い、特定の手当項目による割増賃金の支払いを行っているような場合には、そのことが労働者に周知されていること(労働条件通知書・雇用契約書での明示)、支払われている割増賃金額の時間数の明示、超過した時間分の差額の支払いが求められることになります。

②最低賃金額

▽最低賃金額以上の賃金の支払い

最低賃金は時間給で定められていますので、月給制で最低賃金額以上の賃金が支払われていることを確認するためには、月給の額を月の所定労働時間で除して時間給を計算して比較することになります。

ただし、最低賃金との比較をする場合には、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金、所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金、深夜労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の計算額を超える部分(深夜労働の割増賃金)、最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当・家族手当・通勤手当)については、除外して計算をしなければなりません。

その結果、支払われている賃金額が最低賃金額を下回っている場合には、最低賃金額との差額の支払いが求められることになります。

ポケット

刷新された遊園地

出口が見えないコロナ禍も3年目に入り、ゴールデンウイーク(GW)が終わった。今年は、久しぶりの行動規制のない大型連休だったこともあり、昨年とは異なり、帰省や観光地の人出が活発だった。

都内の荒川区西尾久に位置する「あらかわ遊園」。荒川区が管轄する、地域に根差した遊園地だ。決して大規模なテーマパークとは言えないが、昭和のノスタルジーが感じられ、手軽に楽しめる人気スポットだ。

「あらかわ遊園」の歴史は古く、1922(大正11)年、広岡勘兵衛が船方の煉瓦工場を廃し、個人経営の庭園「荒川遊園」を開設した。その後、王子電気鉄道の手に渡り、戦時で一度は閉園。1941(昭和16)年には高射砲陣地となり、第二次世界大戦で荒廃地となった。戦後は土地と管理が区に移管され、少しずつ手が加えられ再開した。

2018(平成30)年12月以来、改装のため休園していた「あらかわ遊園」が4月21日、約30年ぶりにリニューアルオープンした。「日本一遅いジェットコースター」のファミリーコースター以外、全てリニューアルされた。

GW直前の改装オープンに来園者が多く駆け付け、入園は事前予約とした。ただ、午後2時以降の入園状況をみて、予約なしでも入園ができるようにしている。

都電荒川線(東京さくらトラム)で、「荒川遊園地前」で降りると近い。もはや、荒川線自体がこの遊園地に誘うアトラクションの様相だ。その良さは懐かしさとコンパクトさ。乗り物、ミニ動物園が融合し、大人でも幼少期にタイムスリップできる。親から子、子から孫へと引き継がれる楽しさは、今なお健在である。

入口には、かつて荒川線で活躍した車両が15年前から静態保存され、「一球さん」の愛称で親しまれている。リニューアルを機に、車両は「193カフェ」として生まれ変わった。

大江戸 フォト散歩 第120回

まちかど写真家 筑峯 総太

パズルクイズ

by 草野 公平

数楽パズル

タテ9列、ヨコ9列のどの列にも、1～9の数字がひとつずつ入ります。同時に太い線で囲まれた9マスの、どのブロックにも、1～9の数字がひとつずつ入ります。
最後に問1のAと問2のBをプラスしてください。その数字が答えです。

問1

	1	3			5	7		
4	8		3	6				
			9	1		3		5
5		9	7		1			3
A	2			4			5	
1		7	5		2	8		
8		4		9	3		7	
	3				4		8	2
2		1	8			5		

問2

7		9				3	5	2
2		4	6		7			
	1		5		2		7	
	8			2		4		5
6						2		9
3				5	9	8		7
1		6	4	7				8
B	9				8	1		
4		8					2	6

解答　A+B=

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
☆ インターネットでのご応募も可能です。
https://www.totokyo.or.jp/
☆ インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報→」から「**パズル＆クイズ解答フォーム**」へ。

●宛先
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8
(一社)東京都トラック協会
総務部広報・情報G「トラック時報」係

●締め切り
5月末日(**正解は6月10日号に掲載**)

4月10日号「二字熟語のしりとり」の正解は**「世論」**でした。

三丁目

先輩からの便りに「妻がゴルフを始めました。ツーサムもなかなか楽しいですヨ」とあった。3年前のことである◆ゴルフは認知症予防に効果的という。4年前、ゴルフ関連団体で構成する協議会が国立長寿医療研究センターや東京大学、杏林大学との共同研究結果を発表している◆ゴルフでは、有酸素運動をしながらスコア計算や各ホール攻略に頭を使う。他のメンバーとのコミュニケーションも活発になるはず。そうした要素が記憶力改善を促すようだ◆1903年5月24日、日本初のゴルフ場となる神戸ゴルフ倶楽部が六甲山上にオープンした。ホームページには「家族的な雰囲気」「典型的な山岳コース」「パー5はない」「クラブは10本以内に制限」などが並ぶ。考えながらプレーするのも楽しみの一つなのだ◆「ゴルフはすぐにうまくはならないが、いつ始めても遅すぎることはない」(フィリップ・モンクリーフ)。背中を押してくれる言葉ではある◆先輩はシングルの腕前。奥様は良きアドバイスを得て楽しんでいるとか。二人は今、健康で充実のシニアライフを満喫している。